

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁）

制 度 名	生命保険料控除の改組に伴う所要の法制上の措置の実現			
税 目	所得税			
要 望 の 内 容	<p>現行の一般生命保険料控除と別枠で、介護医療保険料控除を創設し、個人年金保険料控除（年金払積立傷害保険を含む）と合わせた3つの控除からなる制度とした上で、生命保険契約等の主契約又は特約に係る保険料等について、それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用する枠組みを基本とする制度を平成 24 年分以後の所得税について適用するため、平成 22 年度において必要な法制上の措置を講ずること（ただし、新制度が適用される以前に締結した生命保険契約等は従前の制度を適用）。</p> <table border="1" data-bbox="1015 835 1490 931"> <tr> <td data-bbox="1015 835 1222 931">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 835 1490 931">▲55,031 百万円 （▲220,187 百万円）</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	▲55,031 百万円 （▲220,187 百万円）
減収見込額 （平年度）	▲55,031 百万円 （▲220,187 百万円）			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的                  少子高齢化の急速な進展により、社会保障制度の見直しが進められていく中、安心できる生活保障（遺族・介護・医療・老後）の水準を確保するには、国民一人ひとりに一層の自助努力を求めていく必要がある。                  生命保険料控除制度の改組により、公私が分担して国民の自助努力に対する意欲の向上を図り、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保するとともに、我が国経済社会の活力ある成長の持続に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性                  社会保障制度を持続可能な制度として再構築していくためには、医療費自己負担割合の引き上げや、公的年金の支給額の見直しなど、給付と負担のバランスや世代間の公平性等の見直しが不可欠とされており、国民一人ひとりにとっても、社会保障制度の見直しにより生じる経済的負担の増大に対処するために、自らの力で自らの将来に備える自助努力がますます重要である。                  このため、社会保障制度を補完する自助努力を、国民一人ひとりが自己のライフプランに応じてバランスよく行えるよう、現行の生命保険料控除を改組していく必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性                  本要望は、生命保険料控除制度を改組し、様々な生活リスクを保障する民間の保険商品について税制面での支援を行うことにより国民の自助努力による備えを促進し、将来の生活保障手段を確保することを奨励する制度であり、妥当であると考えます。</p>			

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ－１ 活力ある市場を構築すること
	政策の達成目標	少子高齢化の進行など、我が国が直面する社会経済構造の変化に対応し、国民の自助努力支援による生活保障にかかる民間保険商品の一層の普及に資すること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	<p>生命保険料控除制度が縮小・廃止された場合に、現在の生命保険の解約・減額を考えたり、今後の継続に不安を感じる人は、多いとの調査(注1)もあり、比較的加入率が高い遺族保障や医療保障であっても、制度の縮小・廃止により加入率や保障の充実度が低下するなど、影響が大きい状況にある。</p> <p>このように、本制度が国民の自助努力を支援することにより、生活保障にかかる民間の保険商品の普及に寄与している。</p> <p>(注1)出典：「平成18年度 生命保険に関する全国実態調査」(生命保険文化センター)では64.1%となっている。</p>

	租税特別措置の適用実績	<p>○生命保険料控除</p> <p>平成 17 年民間給与所得者 3,540 万人 控除適用者 2,816 万人 (79.5%)  申告所得者 829 万人 控除適用者 662 万人 (79.8%)</p> <p>平成 18 年民間給与所得者 3,516 万人 控除適用者 2,759 万人 (78.5%)  申告所得者 823 万人 控除適用者 655 万人 (79.6%)</p> <p>平成 19 年民間給与所得者 3,517 万人 控除適用者 2,721 万人 (77.4%)  申告所得者 777 万人 控除適用者 613 万人 (78.9%)</p> <p>○個人年金保険料控除</p> <p>平成 17 年民間給与所得者 3,540 万人 控除適用者 596 万人 (16.8%)  申告所得者 829 万人 控除適用者 90 万人 (10.8%)</p> <p>平成 18 年民間給与所得者 3,516 万人 控除適用者 586 万人 (16.7%)  申告所得者 823 万人 控除適用者 90 万人 (10.9%)</p> <p>平成 19 年民間給与所得者 3,517 万人 控除適用者 588 万人 (16.7%)  申告所得者 777 万人 控除適用者 83 万人 (10.7%)</p>
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	該当せず
	前回要望時の達成目標	<p>少子高齢化の進行など、我が国が直面する社会経済構造の変化に対応し、国民の自助努力支援による生活保障にかかる民間保険商品の一層の普及に資すること。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	該当せず
	これまでの要望経緯	<p>昨年の税制改正の要綱にて、改組をすることが決定されている。</p>